

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社の経営の基本方針は、「お客様の真の満足と感動を戴ける製品の創造とサービスの提供を通して、豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念を実践し、持続的に企業価値を高めていくことにあり、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに存在意義を示し、お応えしていく会社になることを目指しております。

この経営方針を実現するために、「経営の効率化」、「経営の意思決定の迅速化」および「経営の公正性・透明性の確保」とあわせて「経営のチェック機能の充実」を重要課題としております。

また、経営の公正性と透明性を高めるため、積極的かつ迅速な情報開示に努めるとともに、インターネットを通じて財務情報の提供を行う等幅広い情報開示にも努めています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用等、招集通知の英訳】

当社は、機関投資家や海外投資家などの株主構成を勘案し、必要に応じて議決権電子行使プラットフォームへの参加および英語による株主総会招集通知を当社ホームページで開示する環境整備を行います。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、1名の独立社外取締役を選任しています。コーポレートガバナンス・コードの精神に従い、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するに必要な人物の選定を行い、独立社外取締役を複数名体制とするよう検討を進めています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との長期安定的な取引の継続や取引拡大により、当社の中長期の成長に資することを方針・基準として他社の株式を保有しており、主な保有株式に関する情報を有価証券報告書に記載し公開しています。また、取締役会にて定期的または適時に、政策保有株式のリターンやリスクを検討しています。議決権行使については投資先企業の企業価値向上につながるかどうかを判断基準としています。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員との取引や主要な株主などとの重要な取引を行う場合、取締役会で審議・決議することと、取締役会規則に定めています。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(企業理念など)や経営戦略を当社ホームページ(以下のURL)にて公開しています。

<http://www.achilles.jp/company/01/>

また、当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値向上に資する施策に基づき、中期経営計画を策定しており、中長期的な経営戦略および短期的な業績見通しは決算短信に記載し、当社ホームページ(以下のURL)にて公開しています。

<http://www.achilles.jp/ir/03/01.html>

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は当社ホームページ(以下のURL)にて公開しています。

<http://www.achilles.jp/company/10/>

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に関しては、有価証券報告書内に記載しており、当社ホームページ(以下のURL)にて公開しています。

<http://www.achilles.jp/ir/03/02.html>

(4)当社の取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は、当社の中長期の成長に資する人物であることを基準に、代表取締役と担当取締役が能力や実績から判断して取締役・監査役候補を指名し、監査役候補については、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決議しています。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名にあたっては、「株主総会招集ご通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々の経歴などを記載して、説明を行っています。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、法令上で取締役会の専決事項とされている事項の他、定款や取締役会規則で取締役会決議事項としている重要事項を取締役会で決議しており、それ以外の事項については、迅速な意思決定の観点から、経営陣に権限を委譲しています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことに加え、取締役会において積極的かつ建設的な意見を表明しうる人物であることを条件として独立社外取締役候補の選定を行っています。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役会は、当社の経営に対し専門性のある適切な意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能という役割を踏まえ、営業・製造・経理・人事に精通した各取締役と専門性があり独立した客観的な立場で意見を述べることができる独立社外取締役によって構成されています。取締役候補は、代表取締役社長を含む選考会が、当社の中長期の成長に資するに必要な専門性を持つ者を選定し、取締役会に付議しています。取締役候補は取締役会および株主総会での決議を経た後、取締役に選任されます。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向けており、兼職については合理的な範囲にとどめることとしています。各取締役・監査役の重要な兼職の状況は、事業報告および株主総会参考書類に記載し開示しています。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

当社は、取締役会の実効性の確保および機能向上を目的に、各取締役へのアンケート(自己評価)を実施し、併せて各監査役より取締役会の実効性に資する意見書の提出を、いずれも無記名形式で実施し、これらの分析結果を参考に、社外取締役が取締役会の実効性について意見表明を行います。取締役会では、社外取締役が表明した意見を尊重し、取締役会の実効性について審議し、評価を行います。

2015年度の評価結果につきましては、運営方法等について一部改善すべき点はありましたが、全体としては取締役会の実効性が確保されていると評価致しました。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役会が実効性を十分に発揮できるよう、取締役・監査役が経営・コンプライアンス・専門分野に関する外部セミナーや社内研修を受講するなど、必要に応じたトレーニングを実施し、求められる役割と責務を果たすために必要な研鑽の機会を設けることを基本方針としています。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

##### [株主との対話に関する基本方針]

当社は、「スチュワードシップコード」などを尊重し当社と建設的な対話を希望される主要な株主に対して、中間期・決算期に決算説明および方針説明を行う機会を設け、対話を通して、中長期的な成長に資する貴重なご意見を経営に活かすよう努めています。

##### [体制について]

- (1)当社は、人事総務担当の取締役および経理担当の取締役が情報管理を担当し、両取締役が連携して、株主との建設的な対話に係る職務を遂行しています。
- (2)当社は、法務、総務、広報、財務、経理などの社内部門が、情報管理担当の取締役と連携して、株主との建設的な対話を支援しています。
- (3)当社は、半期に一度、株主に対し報告書を送付すると同時に当社ホームページでも開示しています。また、ホームページにて、適時開示や製品・サービスに関するニュースリリースを適時適確に発信するとともに、株主・IR向けのページを設けて情報提供しています。さらに、ホームページには、株主・IR専用のメール問い合わせ先を設定するとともに、電話による問い合わせがあつた場合の担当部署を設定し、的確な情報提供並びに有益な意見交換ができるように努めています。
- (4)株主との対話を担当する情報管理担当の取締役は、株主から頂いた意見・要望について、経営陣幹部や取締役会にフィードバックし、経営に反映するよう努めています。
- (5)当社は、「内部者取引防止規定」などにてインサイダー取引行為を禁止し、インサイダー情報の漏洩防止を「重要情報管理規定」などに定めることと併せて、漏洩の未然防止を図る目的から、社外に発信する情報は情報管理担当の取締役の承認を得るよう、「広報管理規定」に定めています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	9,088,000	4.97
東京アキレス協和会	6,783,804	3.71
足利アキレス協和会	5,521,165	3.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,403,448	2.41
みずほ信託銀行株式会社	4,318,000	2.36
朝日生命保険相互会社	4,315,000	2.36
大阪アキレス協和会	4,215,421	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,897,000	2.13
株式会社足利銀行	3,436,034	1.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,411,000	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
米竹 孝一郎	学者										○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米竹 孝一郎	○	当社は国立大学法人山形大学に寄付を行っておりますが、その寄付額は僅少であります。	国立大学法人山形大学名誉教授として高い見識と経験を有し、客観的・中立的観点から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として適任と認めました。また、上場管理等に関するガイドラインに示された不適格者には該当しないことから、独立役員として適任と認めました。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人との間で適時に意見・情報の交換を行うとともに、年3回の定期会合を開催しております。監査の開始にあたり会計監査人から「監査計画概要書」が監査役会に提出され、その説明がなされるとともに意見・情報の交換を行っております。また、第2四半期決算終了時および本決算終了時には、「監査報告会」を開催し、会計監査人より監査実施状況・監査実施結果等の説明を受けるとともに、会計上と内部統制上の諸問題について助言を得ております。なお、「監査報告会」には代表取締役も出席して、執行サイドへの助言事項については、すみやかに対応する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査部門より、定期的または適時、監査計画、監査実施状況等について説明を受けるとともに、意見・情報の交換を行っております。棚卸実施状況の監査等については、同行して実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須藤 昌子	弁護士													△
有賀 美典	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須藤 昌子		平成23年3月迄、当社顧問弁護士でありました。	弁護士として高い見識を有し、専門的・独立的見地から経営に関する意見を述べ、社外の視点でのチェックという観点から、社外監査役として適任と認めました。
			公認会計士として高い見識を有し、専門的・独立的見地から経営に関する意見を述べることが期待でき、社外の視点でのチェックという観

有賀 美典

○

点から、社外監査役として適任と認めました。また、当社と利害関係のない公認会計士事務所の公認会計士であり、上場管理等に関するガイドラインに示された不適格者には該当しないことから、独立役員として適任と認めました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経常利益、ROA、ROEを指標とした業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期の取締役8名の報酬等の総額161百万円(うち社外取締役 7百万円)

(注)上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針は、総額については定時株主総会の決議により決定し、役員毎の報酬等の額は定時株主総会終了後の取締役会において決定しております。

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会決議において役員の報酬等の総額を取締役については年額350百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まないものとする)と定め、その枠内で業績連動型を基調とする報酬体系を採用しております。

その具体的基準は、職位毎に固定部分を設定した上で、経常利益率、総資本利益率、株主資本利益率等を指標としております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役への情報伝達は、役員秘書、人事総務部門が窓口となって必要な情報を適時に伝達する体制をとっております。

社外監査役への情報伝達は、常勤監査役が窓口となって、必要な情報を適時に伝達する体制をとっておりますが、必要に応じて適宜に役員秘書、内部監査部門、人事総務部門および経理部門等がサポートする体制となっております。

## 2. 業務執行・監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会は、8名の取締役(社外取締役1名 男性8名)からなり、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の審議、決定を行うとともに取締役の業務執行状況の監督を行っております。

・意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るために経営会議を開催し、取締役会に付議すべき事項の審議および取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針、その他経営に関する重要な業務執行について審議、決定を行っております。

・業務執行については、各部門を担当する取締役もしくは部門長に責任と権限を与え経営の効率的な運用を図っております。社長以下全取締役、全執行役員および常勤監査役が出席する執行役員会を定期的及び必要に応じ適宜開催し、事業状況、利益計画の進捗状況など情報の共有化とともにコンプライアンス・危機管理の徹底を図り、経営判断に反映させております。

・当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、4名の監査役(社外監査役2名 男性3名/女性1名)で構成されております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務分担に従い取締役会およびその他重要な会議への出席や稟議書等重要な書類の閲覧を通じ、また必要に応じ子会社を含め、事業所に赴くなど、取締役の職務執行について監査しております。

・内部監査部門は、監査役との連携を図り、監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しております。

・会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを監査人に選任しており、監査を受けております。また、第2四半期決算終了時および本決算終了時には監査報告会を開催し、監査役会は会計監査人から監査実施状況、監査実施結果等の説明を受けるとともに、会計上と内部統制上の諸問題について助言を得ております。なお、平成28年3月期において監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員の津田良洋氏、美久羅和美氏であります。また、補助者の構成は、公認会計士6名、その他14名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、取締役会が業務執行状況を監督し、業務執行については、各部門を担当する取締役もしくは部門長に責任と権限を与え経営の効率的な運用を図っております。

また、1名の社外取締役(独立役員)を選任し、学識者としての高い見識と経験により、客観的・中立的観点から取締役会を通じて経営の監督機能を発揮しております。

さらに、2名の社外監査役(うち1名は独立役員)は、それぞれ取締役会に出席し、弁護士、公認会計士としての専門的・独立的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言および内部統制システムに関わる助言や提言を行っており、社外の視点でのチェックという観点から、十分に経営の監視機能を発揮しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	本年の株主総会招集通知は法定の5営業日前に発送しました。
その他	株主総会のビジュアル化を図り、株主に事業報告等の説明をより分かり易くお伝えする様にいたしております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	過去5カ年の業績主要指標推移、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、報告書、その他適時開示情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:広報部／IR事務責任者:経理本部長／IR事務連絡責任者:人事総務担当取締役	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アキレスグループ「企業行動憲章」において、ステークホルダー(お客様、お取引先、株主、従業員、地域社会等)に対する基本原則を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域社会・環境保全への対応は、アキレス環境管理マニュアルを制定し「良き企業市民」として地域と密接な連携と協調を図っております。その活動についてはCSR報告書「アキレスのCSR」として広報しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	アキレスグループ「企業行動憲章」に企業情報を積極的かつ公正に開示すると定め、ホームページに「会社情報」「事業紹介」「製品情報」を掲載し、適時に情報提供をすることとしております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1.「当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

当社は「企業理念」である「社会との共生」=「顧客起点」の実践のために、全ての取締役及び従業員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として「企業行動憲章」を制定し、具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の取締役は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を責任をもって行っております。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的及び必要に応じ開催し、法令遵守状況の確認及び監督・指導を行っております。

コンプライアンス部門は人事総務部門等の関連部門と連携をとり、研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により法令遵守体制の整備・指導を行っております。

コンプライアンス部門は、法令遵守状況を定期的及び必要に応じ確認しております。

倫理・法令遵守上疑義のある行為について、相談及び通報の適正な処理の仕組みとして、社外弁護士窓口を含めた内部通報制度「アキレスホットライン」を整備し、社内の自浄作用が早期に働く体制を図っております。

#### 2.「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

当社は、経営と業務の可視化並びに効率化を図るため、取締役及び従業員の職務の執行に係る情報については、文書及び情報の運用、管理に関する規定を定め適切に管理すると共に、取締役及び従業員が必要に応じ適宜閲覧できる体制を図っております。

#### 3.「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

当社は、事業の推進に伴う個々のリスク(コンプライアンス、環境、災害、安全衛生、製品安全・品質管理、為替、海外進出、輸出管理、契約、訴訟、財務報告の信頼性等)については、各々のリスク管理担当部門が、規定、基準、ガイドライン等を整備し周知すると共に、モニタリング等を通じて各部門のリスク管理状況について把握・評価をし、指導・助言を行っております。

各部門を担当する取締役及び部門長は、自部門におけるリスクの把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図っております。

経営に関する不測の事態が発生した場合は「経営危機管理規定」に基づき、直ちに社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

#### 4.「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の審議・決定を行うと共に、業務執行状況の監督を行っております。

会社の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、経営会議を開催し取締役会に付議すべき事項の審議及び取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針、その他経営に関する業務執行について審議・決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、各部門を担当する取締役もしくは部門長に責任と権限を与え経営の効率的な運用を図っております。

持続的な成長と企業価値の増大を目指すため中期経営計画を策定し、計画的かつ効率的に事業を運営するため年度毎に予算を設定し、目標達成のため取締役及び各部門長より構成された実績報告会議を定期的に開催、目標の進捗状況の管理を行っております。

#### 5.「当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

##### (1)「子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」

当社は、グループとして共通の「企業理念」に基づき、子会社と一体となった事業運営を行い、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、当社の取締役会、経営会議等を通じて子会社の職務執行に関する報告を行っております。

各子会社の管理に関しては、「子会社管理規定」を定め、適切な決裁・報告を義務付けております。

##### (2)「子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

当社は、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、子会社を含めた自部門におけるリスクについて把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図っております。

各子会社の管理に関しては、「子会社管理規定」に定めた、決裁・報告制度により経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。

子会社を含む当社グループの経営に関する不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規定」に基づき、直ちに当社社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

##### (3)「子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

当社は、子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定するとともに、計画的かつ効率的に事業を運営するために年度毎に予算を設定し、目標達成のため当社の取締役及び各部門長より構成する実績報告会を定期的に開催し、当社グループの目標の進捗状況の管理を行っております。

##### (4)「子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

当社は、「企業理念」の実践のために子会社を含めた当社グループ全ての取締役及び従業員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として「企業行動憲章」を制定し、具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の子会社の取締役等は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を責任をもって行っております。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、当社の社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的及び必要に応じ開催し、子会社を含めた当社グループの法令遵守状況の確認及び監督・指導を行っております。

コンプライアンス部門は、人事総務部門等の関連部門と連携し研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により子会社を含めた当社グループの法令遵守体制の整備・指導を行っております。

コンプライアンス部門は、子会社を含めた当社グループの法令遵守状況を定期的及び必要に応じ確認しております。

内部通報制度を整備し、子会社を含めた当社グループの自浄作用が早期に働く体制を図っております。

##### (5)「その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社は、当社グループの連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するためのシステム及び継続的モニタリングするために必要な体制

の整備・運用を行っております。

#### 6.「当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項」

監査役が必要と認めたときは、取締役から独立した臨時スタッフを置くものとし、指揮・命令・評価に関する権限は監査役が有するものとしております。

#### 7.「当社の監査役の報告に関する体制」

##### (1)「当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制」

ア. 当社の取締役は、法定事項の他に、監査役に次の事項を報告しております。

###### 1)遅滞なく報告する事項

- ・重要な事項に関して取締役会が決定した内容
- ・重要な訴訟事件の発生
- ・重要なコンプライアンス違反の発生

###### 2)定期的又は適時報告する事項

- ・内部監査の結果
- ・内部通報制度による通報状況
- ・海外子会社の相手国の資格を有する会計士による会計監査結果及び子会社経理担当部門による確認・指導の結果

イ. 当社の内部通報体制として、取締役など経営層に関する事項等を対象とした監査役直通の内部通報窓口を設置しております。

##### (2)「子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制」

当社は、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、子会社を含めた自部門において、決定された重要な事項、職務の執行に関する重大なコンプライアンス違反の事実、及び重大な訴訟等の発生について、遅滞無く当社監査役に報告しております。

当社グループの内部通報体制として、当社グループの取締役を含む経営層に関する事項等を対象とした監査役直通の内部通報窓口を設置しております。

#### 8.「前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制」

「内部通報制度運用規定」において、内部通報を行った者が、通報したことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを受けないことを定め、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底しております。

#### 9.「当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

#### 10.「その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役は取締役会の他、必要に応じその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取することが出来ることとなっております。

代表取締役と監査役会は定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門は監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しております。

取締役及び従業員は監査役による職務執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、財産状況の調査等が、円滑に行われる様に協力しております。

監査役会は、会計監査人から監査計画、監査執行状況、監査結果等について説明を受けると共に、情報交換を行い、相互の連携を図っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「企業行動憲章」に「市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する」と定めるとともに、「行動規範」に具体的な行動の基準として、「反社会的勢力からの脅迫・強要等の不正な要求が起きた場合は、組織的に対応し、警察・法律家など専門家の助言のもと、毅然とした態度で臨む」と定め、担当部署を決めて対応しております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

### 該当項目に関する補足説明

当社は、当初平成20年6月27日開催の当社定時株主総会の決議により「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、その後平成23年6月29日開催の当社定時株主総会の決議により更新(以下、「旧プラン」といいます。)いたしましたが、旧プランについて、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向等を踏まえ、旧プランの更新の是非を含めその在り方について検討した結果、平成26年4月25日開催の当社取締役会において、旧プランを更新することを決定いたしました(以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。)。

本プランは、平成26年6月27日に開催された当社定時株主総会において承認されました。

### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

#### (1) 経営理念

当社グループは、多数の投資家の皆様に中・長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のようないし策を実施しております。

当社グループは、「お客様の眞の満足と感動をいただける価値(製品、サービス、情報)の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼にお応えしていく会社になることを目指しております。

この目標実現のために、会社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

#### ア. 生産性の向上

- 1) 生産技術力の強化
- 2) 生産設備の更新
- イ. 物流システム改革
- ウ. 新商品開発一製品化のスピードアップ
- エ. 人事組織改革
- オ. 新規基幹情報システムの導入
- カ. グローバル戦略の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・製膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してまいりました。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材(建材用断熱材)、電子材料(太陽電池関連フィルム等)への製品化に展開しております。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献しております。

#### (2) コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社グループは、企業理念として「社会との共生」=「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス(企業統治)の充実に努めております。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に務め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力しております。

### 3. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えております。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを本プランとして更新いたしました。

### 4. 本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりであります。

ア. 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象といたします。

- イ. 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役および社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置いたします。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- ウ. 当社取締役会は大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求めます。
- エ. 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定いたします。
- オ. 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をいたします。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催いたします。
- カ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合があります。
- キ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて当社の株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記力の対抗措置の発動を決定することができるものといたしました。
- ク. 本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。
- ケ. 本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することができます。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

### 1. 決定事実に関する情報について

- (1)重要な事案については、毎月1回開催する定時取締役会または必要に応じて臨時取締役会を開催することにより速やかに決定しております。
- (2)決定された重要事案について、東京証券取引所の上場規程に基づき、開示が必要な場合には、速やかにかつ適切に開示を行うよう努めています。
- (3)必要に応じ会計監査人ならびに弁護士の助言を受け、正確かつ公平な情報開示に努めています。

### 2. 発生事実に関する情報について

- (1)重要事実が発生した場合には、当該部署の責任者から速やかに代表取締役に報告がなされます。
- (2)必要に応じ、速やかに臨時取締役会を開催し、あるいは状況によって代表取締役が速やかに決定を行って上場規程に従い、開示が必要な場合には、迅速かつ適切に開示を行うよう努めています。
- (3)必要に応じ会計監査人ならびに弁護士の助言を受け、正確かつ公平な情報開示に努めています。

